

福井県報

第 374 号
令 和 7 年
11月 4 日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集登載事項)

告 示

○有害な興行の指定（427・県民安全課）	1
○生活保護法の規定による指定医療機関の指定（428・地域福祉課）	1
○生活保護法の規定による指定医療機関の変更・廃止（429・地域福祉課）	1
○漁船保険の契約締結の申込みについて同意を求めるための発起の届出（430・水産課）	2
○保安林の指定施業要件の変更の予定（431～438・森づくり課）	3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可（439・都市計画課）	5

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定（税務課）	6
○団体営土地改良事業の工事の完了（2件・福井農林総合事務所）	6
○県営土地改良事業の工事の完了（9件・同）	6
○建築基準法の規定による構造計算適合性判定機関事務所所在地の変更（建築住宅課）	7

訓 令

※福井県公告式条例取扱規程の一部を改正する訓令（21・情報公開・法制課）	9
※福井県電子署名規程の一部を改正する訓令（22・同）	10

正 誤

○令和7年10月7日福井県報定期第370号福井県公告（土地改良役員の就任）	11
---------------------------------------	----

告 示

福井県告示第427号

福井県青少年愛護条例（昭和39年福井県条例第15号）第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和7年11月4日

福井県知事 杉本 達治

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和7年10月23日

種別	題 名	制作会社、配給会社等名
映画	ファイナル・デッドブラッド (原題) FINAL DESTINATION: BLOODLINES	ワーナー・プラザース映画 (アメリカ)

福井県告示第428号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定医療機関から指定の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和7年11月4日

福井県知事 杉本 達治

指定日	医療機関名称	医療機関住所
R7.8.9	石畳歯科医院	勝山市元町1丁目4-30

福井県告示第429号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から変更および廃止の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和7年11月4日

福井県知事 杉本 達治

変更日・廃止日	内容	医療機関名称	医療機関住所
R7.6.25	開設者変更	日本調剤 三島町薬局	敦賀市三島町1丁目5-16-2
R7.8.21	管理者変更	クスリのアオキ木崎薬局	敦賀市木崎24号13番地1
R7.8.21	管理者変更	クスリのアオキ新敦賀薬局	敦賀市吳竹町2丁目5番6号
R7.6.25	開設者変更	日本調剤 越前薬局	越前市元町6-5
R7.7.11	管理者変更	クスリのアオキ今宿薬局	越前市今宿町第2号1番地の1
R7.7.1	管理者変更	クスリのアオキ上太田薬局	越前市上太田町第50号3番地1
R7.6.25	開設者変更	日本調剤 小浜 薬局	小浜市大手町2-11
R7.7.21	管理者変更	クスリのアオキ北野薬局	鯖江市北野町1丁目1番33号
R7.6.11	管理者変更	クスリのアオキ小黒薬局	鯖江市小黒町1丁目6番15号
R7.8.1	管理者変更	クスリのアオキ鯖江丸山薬局	鯖江市丸山町4丁目1-41
R7.8.1	管理者変更	クスリのアオキ舟津薬局	鯖江市舟津町4丁目13-17
R7.7.16	管理者変更	V·d r u g 鯖江長泉寺薬局	鯖江市長泉寺町第4号10番地11
R7.8.21	管理者変更	クスリのアオキ丸岡薬局	坂井市丸岡町里丸岡1丁目44番
R7.5.21	管理者変更	クスリのアオキ春江薬局	坂井市春江町江留下高道132番地
R7.6.28	代表者変更	おた訪問看護ステーション	丹生郡越前町織田106-42-2
R7.9.22	住所変更	独立行政法人 地域医療機能推進機構 若狭高浜病院附属訪問看護ステーション	大飯郡高浜町宮崎第87-14-2
R7.9.14	廃止	広瀬歯科医院	大野市元町6-2
R7.8.8	廃止	石畠歯科医院	勝山市元町1-4-30
R7.7.31	廃止	新家歯科医院	あわら市ニ面1-1008
R7.8.31	廃止	エンゼル調剤薬局北潟店	あわら市北潟59-18-5

福井県告示第430号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めようとする発起人から次のとおり届出を受けたので、同令第5条第3項の規定により公示するとともに、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和7年11月4日

福井県知事 杉本 達治

1 届出事項

(1) 発起人の住所および氏名

大飯郡高浜町青戸2-1-25

桜木 忍

大飯郡高浜町事代2-58

寺岡 雅夫

大飯郡高浜町事代2-59

久富 通生
(2) 加入区
高浜町加入区
(3) 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
若狭高浜漁業協同組合

2 指定漁船調査の縦覧
(1) 縦覧期間
令和7年11月4日から令和7年11月18日まで
(2) 縦覧場所
大飯郡高浜町塩土5-1
若狭高浜漁業協同組合事務所

福井県告示第431号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年11月4日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
坂井市丸岡町上竹田64字鶴谷1、3から9まで、15、21、65字皿谷15の1、73字榎木谷1の1、2、3、4の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第432号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用す

る同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年11月4日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
坂井市丸岡町上竹田46字向ヒ山56、57、58の1から58の3まで、59、62、65、66、70の1、70の2、71の1、71の2、72から75まで、47字片腰5、6、9から13まで、24の1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第433号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年11月4日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
坂井市丸岡町上竹田73字榎木谷5から9まで、11（次の図に示す部分に限る。）、12の1、12乙、13の1、13の2、14の1から14の5まで、14の13
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第434号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年11月4日

福井県知事 杉本 達治

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

坂井市丸岡町大字未定長畠外参ヶ共有6字霞谷1の1、7字滝ヶ谷1の1、14字向谷1の1、15字去岸上1の1、16字刈安谷1の1、18字東間谷1、20字仏谷1の1

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第435号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年11月4日

福井県知事 杉本 達治

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

坂井市丸岡町伏屋39字平林谷1の1（次の図に示す部分に限る。）、丸岡町女形谷62字南ヶ谷1の1、1の2、2から4まで、5の1から5の3まで、6、7、8の1、8の2、9の1、63字岩ヶ谷1から4まで、5の1、5の2、6から9まで、10の1から10の7まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

丸岡町伏屋39字平林谷1の1（次の図に示す部分に限る。）、丸岡町女形谷62字南ヶ谷2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第436号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年11月4日

福井県知事 杉本 達治

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

坂井市丸岡町豊原44字大師山2、4の2、4の3、4の5、5の1から5の4まで、6

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第437号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年11月4日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
坂井市丸岡町小黒106字春日谷25、26の2、27の1、27の3から27の7まで、27の8・27の9（以上2筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第438号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年11月4日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
坂井市丸岡町篠岡16字馬場東27
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第439号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年11月4日

福井県知事 杉本 達治

- 1 施行者の名称
小浜市
- 2 都市計画事業の種類および名称
令和4年福井県告示第71号
小浜上中都市計画道路事業
3・4・5号 小浜縦貫線
- 3 事業施行期間
自 令和4年3月15日
至 令和10年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年11月4日

福井県知事 杉本 達治

- 1 随意契約に係る特定役務の名称および数量
e L T A X 更改に伴う国税データ等変更対応に係る税務システム改修業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県総務部税務課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年10月16日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所
株式会社N T Tデータ
東京都江東区豊洲3丁目3番3号
- 5 随意契約に係る契約金額
56,911,470円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることにした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため。

団体営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年11月4日

福井県知事 杉本 達治

- 1 地区名
足羽川頭首工地区
- 2 土地改良事業の名称
土地改良施設突発事故復旧事業
- 3 工事完了年月日
令和7年3月26日

団体営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年11月4日

福井県知事 杉本 達治

- 1 地区名
上志比南部地区
- 2 土地改良事業の名称
土地改良施設突発事故復旧事業
- 3 工事完了年月日
令和6年9月13日

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年11月4日

福井県知事 杉本 達治

- 1 地区名
上文殊地区
- 2 土地改良事業の名称
農業用排水施設（経営体育成基盤整備）事業
- 3 工事完了年月日
令和6年12月13日

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年11月4日

福井県知事 杉本 達治

- 1 地区名
上文殊地区
- 2 土地改良事業の名称
暗渠排水（経営体育成基盤整備）事業
- 3 工事完了年月日
令和6年12月13日

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年11月4日

福井県知事 杉本 達治

- 1 地区名
文殊地区
- 2 土地改良事業の名称
農業用用排水施設（経営体育成基盤整備）事業
- 3 工事完了年月日
令和7年3月25日

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年11月4日
福井県知事 杉本 達治

- 1 地区名
文殊地区
- 2 土地改良事業の名称
暗渠排水（経営体育成基盤整備）事業
- 3 工事完了年月日
令和7年3月25日

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年11月4日
福井県知事 杉本 達治

- 1 地区名
永平寺地区
- 2 土地改良事業の名称
農業用用排水施設（中山間地域総合整備）事業
- 3 工事完了年月日
令和7年1月31日

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年11月4日
福井県知事 杉本 達治

- 1 地区名
永平寺地区
- 2 土地改良事業の名称
暗渠排水（中山間地域総合整備）事業

- 3 工事完了年月日
令和6年2月16日

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年11月4日
福井県知事 杉本 達治

- 1 地区名
永平寺地区
- 2 土地改良事業の名称
客土（中山間地域総合整備）事業
- 3 工事完了年月日
令和6年5月31日

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年11月4日
福井県知事 杉本 達治

- 1 地区名
谷口（水谷）地区
- 2 土地改良事業の名称
農業用用排水施設（ため池等整備事業（防災重点緊急整備））事業
- 3 工事完了年月日
令和6年8月30日

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年11月4日
福井県知事 杉本 達治

- 1 地区名
八ヶ川地区
- 2 土地改良事業の名称
農業用用排水施設（農村災害対策整備）事業
- 3 工事完了年月日
令和6年7月31日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により構造計算適

合性判定を行わせることとした日本建築検査協会株式会社から同法第77条の35の8第2項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

令和7年11月4日

福井県知事 杉本 達治

1 変更の内容

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変更前 東京都中央区日本橋二丁目12番6号

変更後 東京都中央区日本橋二丁目12番9号

2 変更年月日

令和7年11月1日

訓 令

福井県訓令第21号

庁中一般

福井県公告式条例取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年11月4日

福井県知事 杉本 達治

福井県公告式条例取扱規程の一部を改正する訓令

福井県公告式条例取扱規程（昭和26年福井県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(条例議決の通知) 第2条 財政課長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第1項の規定に基づき、県議会の議長から議決された条例の送付を受けたときは、ただちにその旨を主管課長に通知しなければならない。	(条例議決の通知) 第2条 財政課長は、地方自治法第16条第1項の規定に基き、県議会の議長から議決された条例の送付を受けたときは、ただちにその旨を主管課長あて書面をもって通知しなければならない。
(条例の公布) 第3条 主管課長は、前条の通知を受けたときは、再議その他の処置を講ずる必要があるものを除き、すみやかに <u>浄書を作成し、これを情報公開・法制課長に送付しなければならない。</u>	(条例の公布) 第3条 主管課長は、前条の通知を受けたときは、再議その他の処置を講ずる必要があるものを除き、すみやかに、 <u>浄書2通を作成し、原議書とともにこれを情報公開・法制課長に回付しなければならない。</u>
2 情報公開・法制課長は、前項の規定により受理した浄書に <u>知事の署名を受け、これを原本としなければならない。</u>	2 情報公開・法制課長は、前項の規定により受理した浄書のうち、1通は <u>知事の署名を受けてこれを原本とし、他の1通は別に定めるところにより県報印刷所に交付しなければならない。</u>
(規則の公布) 第4条 規則を公布する場合には、主管課長は、 <u>浄書を作成し、これを情報公開・法制課長に送付しなければならない。</u>	(規則の公布) 第4条 規則を公布する場合には、主管課長は、 <u>知事の決裁後浄書2通を作成し、原議書とともにこれを情報公開・法制課長に回付しなければならない。</u>
(規程等の公表) 第5条 規程等を公表する場合には、主管課長は、 <u>浄書を作成し、これを情報公開・法制課長に送付しなければならない。</u>	(規程等の公表) 第5条 規程等を公表する場合には、主管課長は、 <u>浄書2通を作成し、原議書とともにこれを情報公開・法制課長に回付しなければならない。</u>
	2 情報公開・法制課長は、前項の規定により受理した浄書のうち、1通は <u>知事の公印を押してこれを原本とし、他の1通は別に定めるところにより県報印刷所に交付しなければならない。</u>
	(浄書)

第6条 前3条の規定による記載は、別に定める令達の書式により明瞭に記載して原議書と校合しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年11月4日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の福井県公告式条例取扱規程の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公布し、または公表する条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）について適用し、施行日前に公布し、または公表した条例等については、なお従前の例による。

福井県訓令第22号

序中一般

各出先機関

福井県電子署名規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年11月4日

福井県知事 杉本 達治

福井県電子署名規程の一部を改正する訓令

福井県電子署名規程（平成17年福井県訓令第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（7）当事者型電子署名サービス サービスの利用者が、自らの署名符号（電子署名を行うために用いる符号をいう。）を用いて電磁的記録に電子署名を行うことができるサービスをいう。</p> <p>（電子署名の実施）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、条例の公布に際し実施する電子署名は当事者型電子署名サービスを、契約等（福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の適用を受けるものに限る。）の締結につき当該契約等の内容を記録した電磁的記録を作成する場合に実施する電子署名は、立会人型電子署名サービスを利用して行うことができる。</p> <p>3 前項の規定による当事者型電子署名サービスまたは立会人型電子署名サービスを利用した電子署名の実施に關し必要な事項は、DX推進課長が別に定める。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（電子署名の実施）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、契約等（福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の適用を受けるものに限る。）の締結につき当該契約等の内容を記録した電磁的記録を作成する場合に実施する電子署名は、立会人型電子署名サービスを利用して行うことができる。</p> <p>3 前項の規定による立会人型電子署名サービスを利用した電子署名の実施に關し必要な事項は、DX推進課長が別に定める。</p>

附 則

この訓令は、令和7年11月4日から施行する。

正 誤

令和7年10月7日福井県報定期第370号 福井県公告（土地改良役員の就任）

ページ	行	誤	正
6	13	田中 龍真 福井市細坂町 <u>23-28</u>	田中 龍真 福井市細坂町 <u>28-23</u>

※変更箇所は下線部のとおり。

